消費税率の引き上げが与える影響の緩和、地域の消費の下支えのため

村民の青木村フリニアム「古田一大学」

10月1日

青木村役場・ 青木村商工会で 発売します。 1 セット額面500円の商品券10枚綴(5,000円分)

4,000円で発売

購入できるのは?

① 非課税者分

2019年度分の住民税(均等割)が課税されていない方 ただし、下記に該当する方は除きます

・住民税が課税されている方に扶養されている方 (生計を一にする配偶者、扶養親族等)

生活保護の受給者等



② 子育て世帯分

2016年4月2日から 2019年9月30日までに 生まれたお子さまがいる 世帯の世帯主



おひとりにつき、最大2.5万円分の商品券をお子さまおひとりにつき、最大2.5万円分の 2万円で購入できます。 商品券を2万円で購入できます。

①、②両方の要件に該当する方は両方の立場で商品券を購入いただけます。

申請から使用までの流れ(目安)





- ・住民票のある市区町村(青木村)から申請書を入手する。
- ※申請書は多くの市区町村で、購入対象者の方に個別に郵送しています。 申請受付が始まっても申請書が届かない場合は2019年1月1日時点で住民票のある市区町村へお問い合わせください。
- ・申請書に必要事項を記入して、提出してください。
- ・申請期間:2019年7月頃から11月29日まで ※子育て世帯分については申請不要です。





- 2 商品券の 購入引換券が届く
- ・非課税者分については、申請書記載の住所に購入引換券が届きます。
- ・子育て世帯分については住民票記載の住所に世帯主の方宛てで購入引換券が届きます。
- 3 商品券を購入する
- ・青木村が指定する窓口(青木村役場・青木村商工会)で、現金と購入引換券・本人確認書類を 示し商品券を購入してください。
- ・商品券は5千円単位で購入することもできます。(5千円の商品券を4千円で購入)
- ・購入可能期間:2019年10月1日から2020年2月28日まで
- △ 商品券を使用する
- ・商品券は使用可能な期間中に、原則青木村内の使用可能な店舗(裏面)でご使用ください。
- ・使用可能期間:2019年10月1日から2020年3月31日まで
- ※商品券は、代理の方でも使用できます。 ※商品券の転売や譲渡は行わないでください。 ※お釣りはでません。商品券1枚あたりの額面は500円とし、利用しやすい額としています。